

令和4年12月9日

会員各位

近畿税理士会 和歌山支部 支部長 石倉督斗

令和4年度 第3回支部懇談会(R4.12.7開催)について、下記のとおりご報告いたします。
よろしくお願いたします。

令和4年12月

和歌山税務署からの周知・依頼事項

事務 系統	内 容
e-Tax	<p>1 <u>e-Taxのより一層の普及・定着に向けた取組について</u> e-Taxの代理送信及びダイレクト納付の利用推進に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。 改めまして、添付書類も含めた完全e-Taxのより一層の推進をお願いします。 なお、完全e-Taxのより一層の推進のため、引き続き個別勧奨させていただきますので御協力をお願いします。</p> <p>2 <u>自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進について</u> 確定申告会場では、来場者間の距離の確保や入場制限を行うなどして、密の回避に努めておりますが、どうしても人との接触は避けられませんので、<u>自宅等からのe-Tax申告を推進</u>しております。 <u>特に、スマホ申告が大変便利</u>になっており、小さな画面でも見やすいスマホ専用画面の案内に従って入力すれば、自動計算で申告書が完成し、簡単に自宅等からe-Tax送信することができます。 税理士の皆様方におかれましては、関与先法人等に対しまして、次のリーフレットを活用し、積極的に働き掛けていただきますようお願いいたします。 別添1「自宅からスマホで申告してみませんか？」(庁HP掲載) 参照</p>
キ ャ ッ シ ュ レ ス 納 付	<p>1 <u>スマートフォンを利用した決済サービスについて</u> 令和4年12月1日から新たにスマートフォンを利用した決済サービスによる納付が可能となりました。 別添2「国税の納付はスマホでスマートに」参照</p> <p>2 <u>ダイレクト納付利用手続きに関するチラシについて</u> ダイレクト納付の利用方法に関するチラシを御用意しております。活用を希望される方は、管理運営第一部門(花田)までお願いします。 別添3～5 「ダイレクト納付の利用方法に関するチラシ」参照</p>

事務 系統	内 容
イン ボ イ ス 制 度	<p>○ <u>適格請求書発行事業者の登録申請に関する周知依頼について</u></p> <p>適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）導入に向け、昨年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請が開始されて、申請件数も増加してきており、日頃からの御協力に改めてお礼申し上げます。</p> <p>大阪局管内における課税事業者数に占める登録者の割合につきましては、本年10月末の時点で58.0%と5割を超過しているものの、登録申請手続きの期限まで残すところ半年を切った現在においては、良好とは言い難い状況にあると憂慮しております。</p> <p>その中で、和歌山署管内の事業者に関しましては、46.4%と低調であり、特に個人事業者に関しましては26.7%と厳しい状況となっております。</p> <p>確定申告期が目前に控えておりますので、関与先の事業者の方につきまして、早期に登録申請の意思を御確認いただき、早めの提出を勧奨していただきますよう御協力をお願いします。</p>
総務	<p>○ <u>確定申告期における税理士事務所等からの申告書一括提出について</u></p> <p>例年、署総務課（2階）において提出受付を実施しておりましたが、令和4年分からの提出受付については、<u>一般の納税者の方と同じ提出窓口（和歌山合同庁舎 1階 共用会議室①）において行いますので御留意願います。</u></p> <p>つきましては、例年より受付にお時間をいただくことが想定されますので、より一層のe-Taxの推進に御協力いただきますようお願いいたします。</p>
広報	<p>○ <u>「税に関する高校生の作文」・「中学生の税についての作文」応募状況等について</u></p> <p>本年度も作文事業の実施に御協力を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>本年度も多数の応募をいただいた結果、高校生については、全生徒に占める応募割合（編数）が県下ベースで15.5%と昨年に引き続き近畿1位となっております。</p> <p>また、中学生については、全生徒に占める応募割合（同）が県下ベース47.1%と22年連続日本一となりました。</p> <p>今後も作文事業の推進に取り組んで参りますので、引き続き御支援と御協力をお願いします。</p> <p>別添6「『税に関する高校生の作文』・『中学生の税についての作文』の応募状況について」参照</p>

事務 系統	内 容
管理 運営	<p>1 <u>源泉所得税徴収高計算書（0円納付書）のスマホ・PCからの提出について</u> 源泉所得税徴収高計算書(0円納付書)の提出はPC・スマホで行うことにより、税務署窓口へ提出に行く必要がなく・郵便代がかからないことから是非御利用をお願いします。 別添7 「源泉所得税の納付書作成はPC・スマホでできます！」参照</p> <p>2 <u>納税証明書の受け取りに係るスマホ・PCからの予約について</u> 納税証明書の受け取りをスマホ・PCから予約(請求)することにより、窓口での待ち時間が短縮でき、手数料もお得になることから是非御利用をお願いします。 別添8 「納税証明書の受け取りをスマホ・PCから予約してめーへん？」参照</p>
徴収	<p>○ <u>ダイレクト納付を利用した予納について</u> ダイレクト納付を利用している方は、確定申告や中間申告により納付することが見込まれる金額について、定期的に均等額を預貯金口座から振替により納付(予納)することができますので、御利用いただきますようお願いいたします。 別添9 「ダイレクト納付を利用した予納」参照</p>
個人	<p>1 <u>令和4年分確定申告について</u></p> <p>(1) <u>申告書の様式について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年分確定申告から<u>申告書の様式が一本化</u>(A・Bの表記をせず、「令和 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書」に変更)されています。 ・ 令和4年分の確定申告から<u>申告書第5表(修正申告の際に使用)は廃止</u>されました。修正申告の際には、申告書第1表及び第2表を使用してください。 別添10「令和4年分の所得税等の確定申告書」(庁HP掲載)参照 <p>(2) <u>確定申告書等用紙の一括交付について</u> e-Taxの利用拡大に伴い、確定申告書等用紙の一括交付は行っておりません。 <u>用紙が必要な場合には国税庁ホームページからダウンロード</u>していただきますようお願いいたします。</p> <p>(3) <u>オンライン相談による税務支援について</u> オンライン相談については、デジタル化の進展と新型コロナウイルス感染症を巡る現下の状況を踏まえ、国税局と近畿税理士会との協議の場において、実施署の拡大が検討され、和歌山署・支部においても、次のとおり実施する方針です。 実施に当たりまして、御理解・御協力よろしく申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所：和歌山合同庁舎内会場 ・ 時期：令和5年2月6日(月)～2月14日(火)(7日間(土日祝除く))

事務 系統	内 容
個人	<p>2 法定調書等の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> e-Tax又は光ディスク等による提出義務基準の引き下げにより、令和3年提出分から、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が「100枚以上」であるものについては、e-Tax又は光ディスク等による提出が必要です。 別添11「e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による提出義務基準について」（庁HP掲載）参照 「財産債務調書」及び「国外財産調書」の提出漏れにご注意ください。 別添12「財産債務調書制度のあらまし」（庁HP掲載）参照 別添13「国外財産調書制度のあらまし」（庁HP掲載）参照
法人	<p>○ 印紙税に関する相談の事前予約制度の導入について</p> <p>法人課税部門においては、印紙税についても、他の税目に関する相談と同様に事前予約制の導入を推進しております。</p> <p>印紙税に関する個別相談や過誤納確認申請を希望される方は、事前に法人課税第1部門まで予約をお願いします。</p>
源泉	<p>○ 税額0円徴収高計算書提出のお願い</p> <p>年末調整による過不足税額精算の結果、12月支払分の給与等の納付税額が0円となる場合には、必ず「税額0円徴収高計算書」を税務署に御提出願います。</p> <p>御提出は、e-Taxによる電子送信が大変便利です。</p>

税理士会側議題

- 確定申告期である2月16日～3月15日までの税務調査について、例年通り実施しないのか確認させてください。
- 複雑な事案についての税務相談について、簡単な税務相談については税理士の自己解決が前提とされていますが、複雑な事案について署の税務相談の対応を確認させてください。

回答

- 確定申告期の税務調査については、個人課税及び資産課税は2月16日から3月15日、法人課税は3月1日から3月15日の間は、事前通知及び実地調査はいたしません。また、調査中の案件については、臨機応変に対応して参ります。
- 原則として、複雑な事案については、近畿税理士会に設置されている「業務相談室」又は「税務・法律審理室」への相談をお願いいたします。

令和4年12月7日

懇談会資料
【別添】

自宅から スマホで申告

してみませんか？

簡単・便利



スマホカメラで源泉徴収票を読み取りできます！

ご自宅で

確定申告期間は24時間いつでも利用可能
※メンテナンス時間を除く

専用画面

スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけ

添付書類不要

書類の記載内容を入力・送信することで添付省略
※一部の書類は除く

持参・印刷・郵送不要

税務署への持参が不要
印刷・郵送代が不要

早期還付

還付金の振込みが早い

※2月末までに提出した場合に2～3週間程度で還付
(書面提出の場合は4～6週間程度で還付)

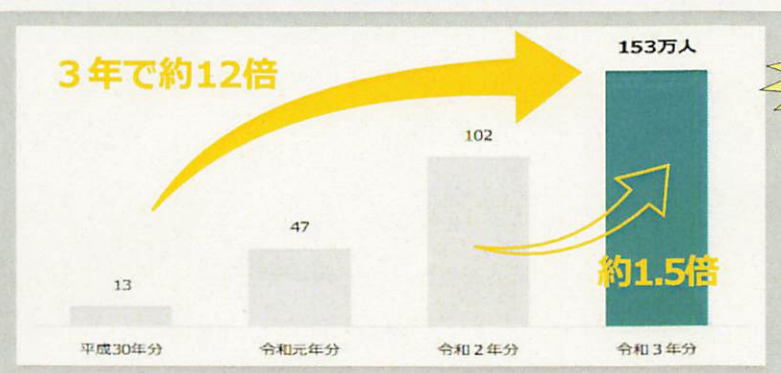
NEW 令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に！

- ・青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- ・マイナンバーカードの読取回数が削減 ※

※過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合



3年で約12倍



スマホ申告増加

全国で **153万人** が、
自宅からスマホを
使ってe-Taxで申告



詳しくは裏面をご覧ください!! ▶▶▶

申告書の作成・送信は **自宅**で **国税庁ホームページ**から!

STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー

【確定申告書等作成コーナー】

作成開始!

STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算!

スマホなら、**カメラ**で『給与所得の源泉徴収票』を読み取って**自動入力**!

給与所得がある方の例

STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ マイナンバーカードをお持ちの方

ID・パスワードをお持ちの方

マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ



※ パソコンの場合ICカードリーダーでも可

さらに

マイナポータル連携なら……
各種控除証明書等のデータを
一括取得し、確定申告書の該当
項目に自動入力できます。

国税庁HP
「マイナポータル
連携特設ページ」
はこちら



または

事前発行の
ID・パスワード



ID・パスワード方式
の届出を確認!
※申告書の控えと一緒に
保管されている場合
があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税の納付は

スマホで スマートに

6つのPay 払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます！



スマホアプリ納付の
詳しい情報はこちらから



令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

✓ **事前手続き不要！**

✓ **いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay 払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は30万円です。
※ 利用する Pay 払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

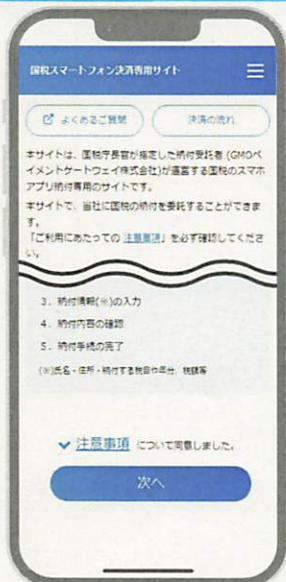
スマホアプリ納付の手続きの流れ

1 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

- e-Tax を利用して申告書等データを送信した方は、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス。
- 国税庁ホームページからアクセスする方は、国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス。

2 国税スマートフォン決済専用サイトで手続き

1 決済専用サイトトップ



決済専用サイトが表示されます。
注意事項を確認し、「次へ」をタップします。

2 支払方法の選択



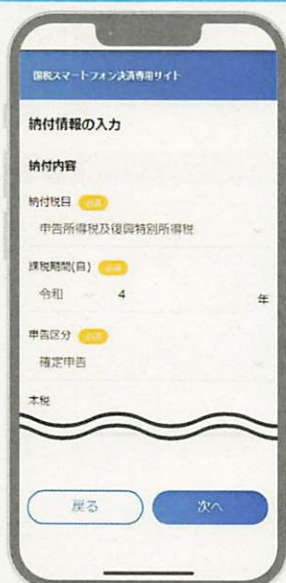
利用する Pay 払い(〇〇ペイ)を選択し、「次へ」をタップします。

3 納付情報(氏名等)の入力



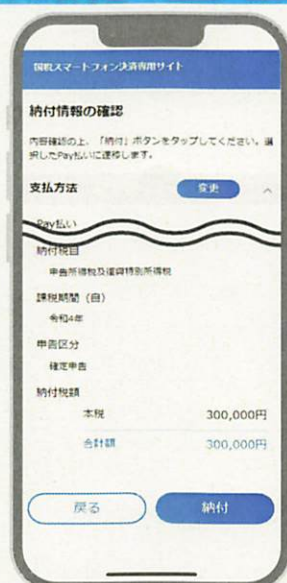
画面の表示に従って、氏名や住所などを
を入力し、「次へ」をタップします。

4 納付情報(税額等)の入力



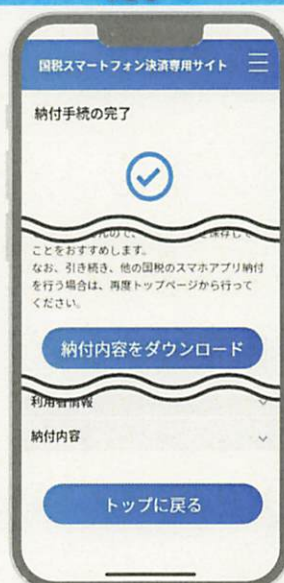
納付する税目や税額を入力し、
「次へ」をタップします。

5 入力内容の確認、納付



入力した内容を確認し、「納付」をタップします。
※選択した Pay 払い(〇〇ペイ)が起動します。

6 完了!



選択した Pay 払い(〇〇ペイ)でお支
払い後、「納付手続の完了」画面が表示さ
れたら手続き完了です!



ポイント

- e-Tax を利用して申告書等データを送信し、受信通知からアクセスした方や、確定申告書等作成コーナーで書面による申告書を作成し、出力されたQRコードからアクセスした方は、納付情報が引き継がれますので、③、④の入力は不要です。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ダイレクト納付の 5 つのメリット

メリット① いつでも利用可能！

- 利用可能時間は、e-Tax の利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Tax の利用可能時間

- ・ 火曜日～金曜日：24 時間（休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。）
※休祝日の翌稼働日は 8 時 30 分から利用開始となります。
- ・ 月・土・日・休祝日：8 時 30 分～24 時（メンテナンス日を除きます。）

- 期限内の納付であれば、即時又は日付を指定しての納付ができます。



メリット② どこからでも利用可能！

- パソコン・タブレット・スマホから操作可能です。
- ダイレクト納付の手続きには電子証明書は不要です。



メリット③ 操作は簡単！

- e-Tax へログインしてメッセージボックスから操作できます。
- クリック操作で納税完了。



メリット④ 複数の預貯金口座の登録が可能！

- 複数の口座を登録できるので、納付時に口座を選択できます。
- 例えば税金の種類別に異なる口座を利用して納付ができます。



メリット⑤ スピーディーに完結！

5 つのステップで納付をスピード完結！

- ① 国税庁 HP から e-Tax ソフト（WEB 版）へログイン
- ② メッセージボックスを確認
- ③ 受信通知を選択
- ④ ダイレクト納付の指示
- ⑤ メッセージボックスで完了通知を確認！



国税庁 e-Tax キャラクター
「イータ君」

PC・スマホで税金の納付(ダイレクト納付)をしてめーへん?

ダイレクト納付までの5つのステップ

e-Taxとは…

確定申告、届出や申請などの各種手続きを、インターネットを通じて行うことができます。



【税務職員ふたば】

ステップ1 e-Taxの利用者識別番号・パスワード(ID・PW)を取得していますか?

※ 税理士さんに申告書の作成を依頼している場合は、税理士さんにID・PWを確認してみましょう。(それでも不明な場合は税務署まで!)

YES

No

e-Tax ホームページから、「電子申告・納税等開始(変更)届出書」を提出してID・PWを取得しよう!



ID・PWの取得は、こちらから

ID・PWをメモ!

ID (利用者識別番号)																				
PW (パスワード)																				

ステップ2 ダイレクト納付利用届出書は提出していますか?

YES

No

ダイレクト納付利用届出書を税務署に提出しましょう!
※ 個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。
※ 利用可能まで1か月程度かかります。



ダイレクト納付利用届出書は、こちらから

ステップ3 申告書等の作成は税理士さんに頼んでいますか?

YES

No

税理士さんにe-Taxで確定申告(法人税、所得税等)や源泉所得税の徴収高計算書を作成・送信したか確認!

自分でe-Taxを用いて申告!

一部手続きはスマホ(e-Tax(SP版))ではできません。詳しくは国税庁HPで確認してください。

ステップ4 メッセージボックスを確認!

e-Tax ホームページからログインし、メッセージボックスから申告データの受信通知を確認しましょう。

ステップ5 ダイレクト納付手続きへ!

詳しくは裏面へ

ダイレクト納付の
マニュアルはこちらから



※QRコードは網デンソーウェブの登録商標です

例えば...

源泉所得税の納付はこうなります!

① e-Taxソフト (WEB版) へログイン

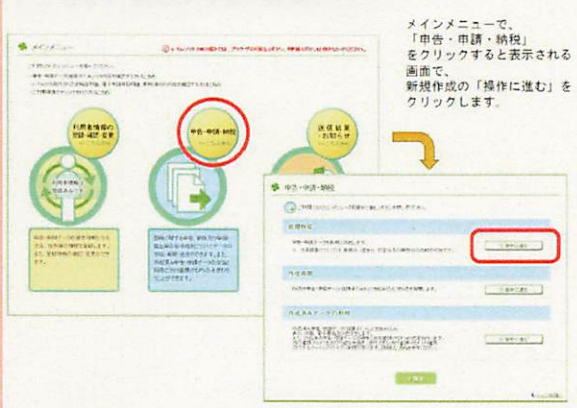


ダイレクト納付を利用するには?!

事前準備が必要です!

- ① **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある。**
- ② **e-Taxの利用開始手続きをする。**
- ③ **ダイレクト納付利用届出書を税務署に提出する。**
- ④ **メッセージボックスから利用開始時期を確認する。**

② 「申告・申請・納税」を選択します。



③ 作成する計算書を選択します。



- ④ 作成手続きの選択画面で提出先の税務署を選択し、納期等の区分(支給年月)を入力し、作成区分を選択します。
- ⑤ 続いて支払年月日、人員、支給額、税額を入力し、年末調整による過不足税額がある場合は、該当する欄を入力します。

④ 納期等の区分及び区分の入力

納期等の区分となる源泉所得税及び課税特別所得税の支払年月を入力し、区分を選択してください。入力完了後、「OK」ボタンを押してください。

納期等の区分(白)	納期等の区分(青)
千円 年 月 (平換算)	千円 年 月 支払分源泉所得税及び課税特別所得税 (平換算)

作成	区分	説明
<input checked="" type="checkbox"/>	雑給・給料等	雑給、給料、賃金、庶費などの雑給の給付の別が、制度形式給付金等の支給等を含めるとなされるものに属して記録します。
<input checked="" type="checkbox"/>	賞与(役員賞与を除く)	役員以外で支払った賞与以外の賞与(使用人賞与)に付する使用人賞与分の賞与を含みます。又は、必要経費一括入した賞与について記録します。
<input type="checkbox"/>	日雇労働者の賞与	日々雇い入れられる者(日雇労働者など)に支払った賞与で日給表の両欄を適用して、所得税の源泉徴収を行っているものについて記録します。

⑤ 支払年月日・人員・支給額・税額の入力

区分ごとに、支払年月日・人員・支給額・税額を入力していただき入力完了後、「OK」ボタンを押してください。

区分	支払年月日 (平換算)	人員 (平換算)	支給額 (千円)	税額 (千円)
雑給・給料等(1)	千円 年 月 日	12人	2,280,000円	81,800円
賞与(役員賞与を除く)(2)	千円 年 月 日	1人	700,000円	4,120円
日雇労働者の賞与(3)	千円 年 月 日			
退職手当等(4)	千円 年 月 日			
税理士等の報酬(5)	千円 年 月 日			
役員賞与(6)	千円 年 月 日			
以上の支払年度年月日	千円 年 月 日			

年末調整による不足税額(7) 144,730円
 年末調整による超過税額(8) 144,730円
 合計 144,730円

入力内容の確認画面で登録内容を確認後、誤りがなければ受付システムへデータを送信します。
 送信後、メッセージボックスに受信通知が格納されますのでエラーの有無を確認してください。
 以上で、源泉所得税の徴収高計算書の登録は、完了です。
 次にダイレクト納付の指示を行います。

それなら...

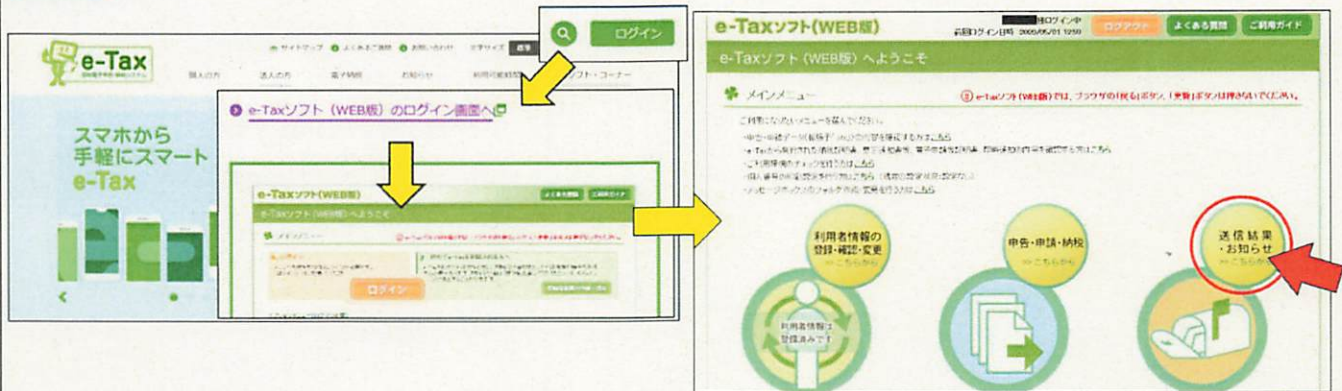
法人税、消費税の納付はどうなるの?

確定申告を電子申告でしていれば、メッセージボックスに届いている受信通知からダイレクト納付の手続きができます。



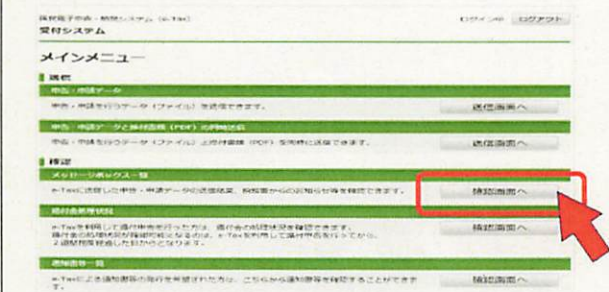
「メッセージボックス」からのダイレクト納付方法

手順1 e-Taxへログイン



手順2 メッセージボックスの確認

メインメニューで、メッセージボックス一覧の「確認画面」をクリックします。

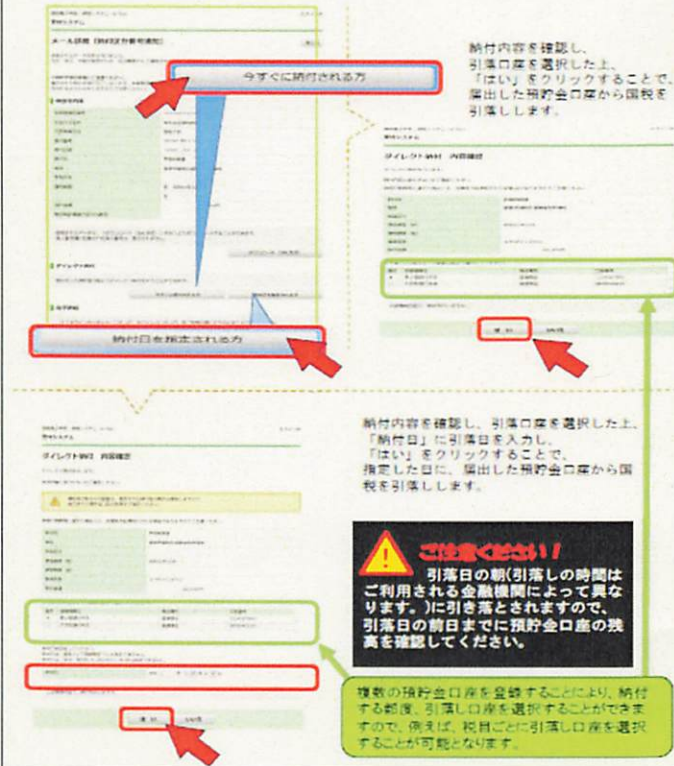


ダイレクト納付を行う「手続き名」をクリックします。



手順3 ダイレクト納付の指示

すでに引落しを行う場合は「今すぐに納付される方」を、後日に引落しを行う場合は「納付日を指定される方」をクリックします。



手順4 納付手続の確認

再度メッセージボックスを開き、「ダイレクト納付完了通知」をクリックし、納付手続結果(引落し結果)を確認します。



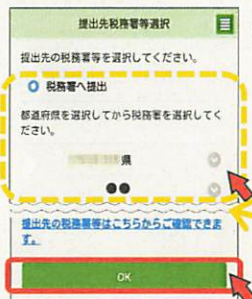
納付手続 (ダイレクト納付)

※ダイレクト納付をご利用したことのない方は裏面をご覧ください

① 「e-Tax ソフト (SP 版)」にログインします。
(利用者識別番号及び暗証番号を入力)

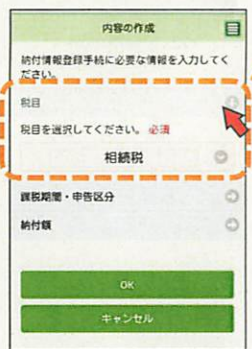


② はじめに、納税手続データの作成を行います。
右のメインメニュー画面で「申請・納税」→「納付情報登録依頼」→「提出先税務署の順にタップします。



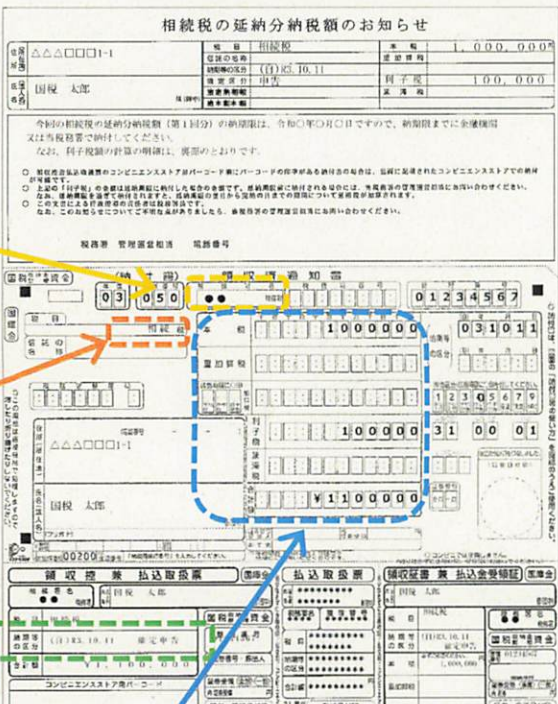
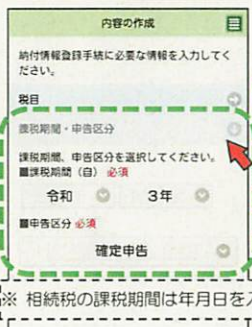
③ 所轄税務署を選択し、OKをタップします。
相続税と申告所得税の納税地が異なる方は相続税の納税地を選択してください。

④ 「納付情報登録依頼」画面に戻るので、内容の作成をタップ



⑤ 税目をタップし税目を選択します。

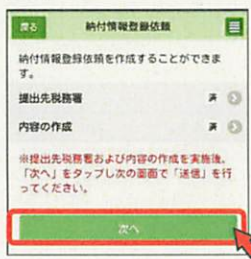
⑥ 課税期間・申告区分をタップし選択します。



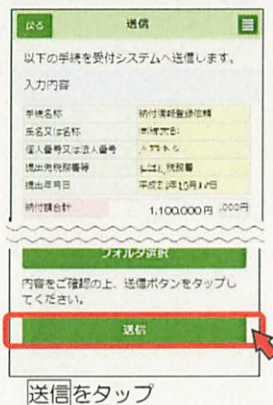
⑦ 納付額をタップし納付額を入力し、内容を十分確認の上、OKをタップします。



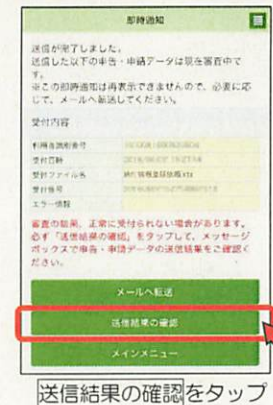
⑧ 次へをタップし送信画面へ進みます。



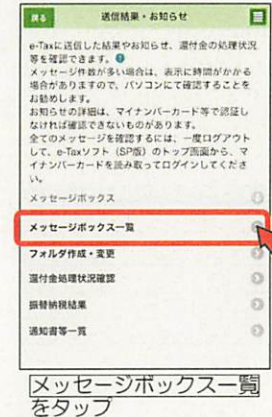
⑨ 作成した納税手続データを e-Tax 受付システムに送信します。送信後、メッセージボックスに格納される受信通知の画面から納付することができます。



送信をタップ

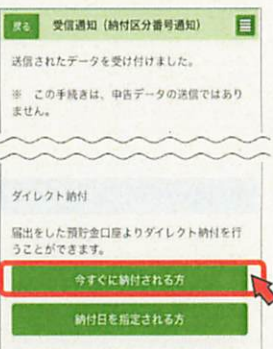


送信結果の確認をタップ

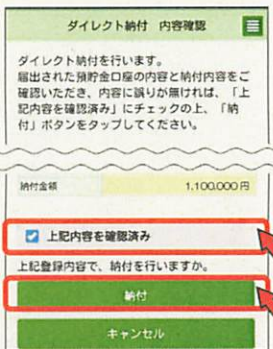


メッセージボックス一覧をタップ

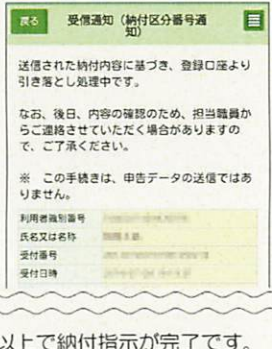
⑩ メッセージボックス一覧から、送信した納付手続データの受信通知(納付区分番号通知)を選択し、ダイレクト納付を行います。



今すぐに納付される方をタップ (納付日指定も可)



上記内容を確認済みにチェックを入れ、納付をタップ



以上で納付指示が完了です。
納付完了後、受信通知が格納されますのでご確認ください。

e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>)

e-Tax ホームページでは、利用開始の手続、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問 (Q&A) など、e-Tax に関する最新の情報についてお知らせしていますので、是非ご覧ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Tax の利用開始のための手続、e-Tax ソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコンやスマートフォンの操作に関するお問い合わせに、電話で対応する専用窓口です。

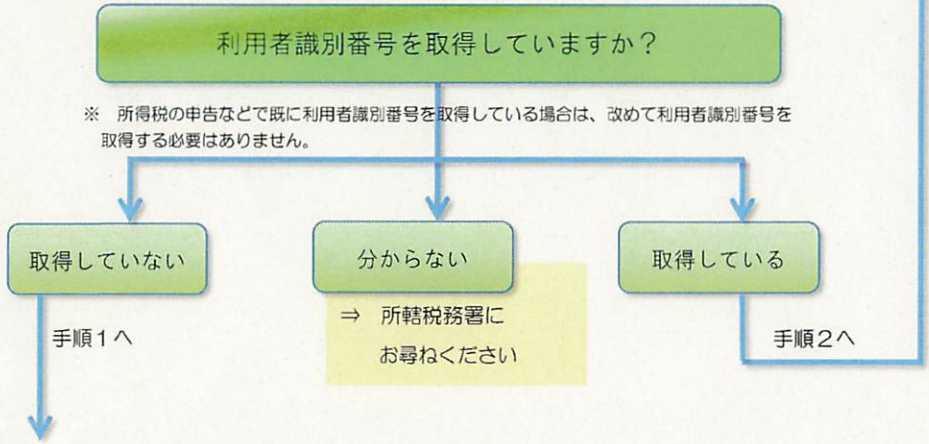
【電話番号】 ナビダイヤル (全国一律市内通話料金) 0570-01-5901

ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルに繋がらない場合があります。
繋がらない場合には、電話番号03-5638-5171 (通常通話料金) にお掛けください。

【ヘルプデスクの受付時間】 月曜日～金曜日 (祝日等及び 12月29日～1月3日を除く。) 9時～17時

ダイレクト納付を初めてご利用される方

手順2 ダイレクト納付利用届出書のオンライン提出



手順1 e-Taxの開始届出書のオンライン提出 (利用者識別番号の取得)

- 「e-Taxソフト (SP版)」にログインします。
- ログイン画面下部の「初めてご利用の方」→【個人の方】「マイナンバーカードをお持ちでない方」→『開始届出書』の順にタップします。
e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー『開始届出(個人の方) 新規』画面へ遷移しますので、次へ⇒をタップします。
- 表示された画面に従って、氏名等各項目の入力を行い、e-Taxの利用開始届出を完了してください。開始届出書をオンラインで提出すると、利用者識別番号が画面に通知されます。利用者識別番号、暗証番号は、今後e-Taxによる確定申告、納税等を行う場合に必要ですので、紛失等されないよう大切に管理してください。

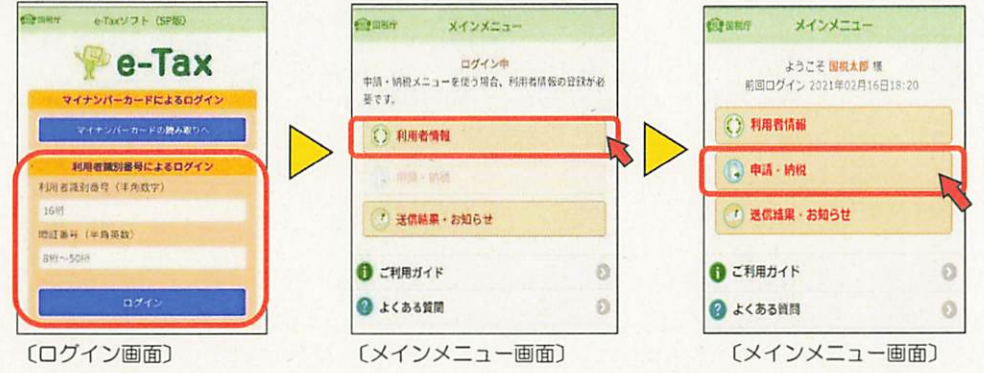
利用者識別番号 (半角数字) 16桁

暗証番号 (半角英数) 8桁～50桁

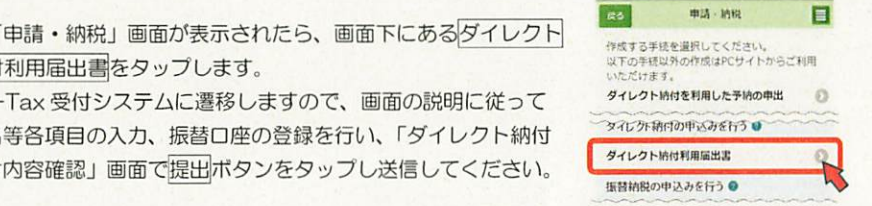


※ e-Taxソフト(SP版)の表示ができない場合や、セキュリティ警告が表示される場合には、e-Taxソフト(SP版)が正しく動作しません。この場合、暗号化通信に利用するルート証明書のインストールが必要です。e-Taxホームページ (https://www.e-tax.na.go.jp) の上部の「メニュー」から、「サイトマップ」→「各ソフト・コーナー」→「e-Taxソフト(SP版)」→表示された画面下部の「ルート証明書のインストール」の順にタップし、表示された画面の説明、手順に従ってインストールしてください。

- 「e-Taxソフト (SP版)」にログインします。
- 「利用者識別番号」及び「暗証番号」を入力し、「ログイン」ボタンをタップ
- 「利用者情報」ボタンをタップし、氏名・納税地等の利用者情報を入力し、「登録」をタップ
- 「申請・納税」ボタンをタップ



- 「申請・納税」画面が表示されたら、画面下にある「ダイレクト納付利用届出書」をタップします。
e-Tax 受付システムに遷移しますので、画面の説明に従って氏名等各項目の入力、振替口座の登録を行い、「ダイレクト納付受付内容確認」画面で「提出」ボタンをタップし送信してください。
- 届出書の送信結果は、③のメインメニュー画面の「送信結果・お知らせ」ボタンをタップし、続けて「メッセージボックス一覧」ボタン→確認したいメッセージをタップすることにより確認できます。下の受信通知画面のとおり表示されているとダイレクト納付の申込みは完了です。申込み後は、金融機関の審査が終わり登録されることにより、納付が可能となります。金融機関の登録完了後、「登録完了通知」がメッセージボックスに格納されましたら、表面をご覧ください、納付手続(ダイレクト納付)を進めてください。



受信通知

送信された申込みを受け付けました。なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先 所轄税務署
利用者識別番号 1085
氏名又は名称 重税太郎
受付番号 20210216
受付日時 2021/02/16 18:17:12
申請内容 タイレクト納付
金融機関名 ●●銀行▲▲支店
積立種別 普通積立
口座番号 2345****

備考 HUBH367I:金融機関の審査が終わり次第、登録完了となります。上記金融機関の審査には10営業日程度要しますので、登録完了となりましたら、登録完了通知をメッセージボックスに格納します。

送信された申込みを受け付けました。なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

HUBH367I:金融機関の審査が終わり次第、登録完了となります。上記金融機関の審査には10営業日程度要しますので、登録完了となりましたら、登録完了通知をメッセージボックスに格納します。

源泉所得税の手続きを

出張サポート

いたします！



【税務職員ふたば】

源泉所得税の納税が「e-Tax」からできることをご存知ですか？
パソコン、スマホ、タブレットから手続きができるので、銀行や税務署に行く必要がありません。
事前準備やご利用の流れなど、職員が貴社にお伺いし、ご説明いたします。（所要時間は30分程度です）

まずはお電話ください。

和歌山税務署 管理運営部門

073-424-2131（内線252）

お電話は自動音声によりご案内しております。

音声案内に従って「2」番（税務署）を選択した後に、交換手に内線番号をお伝えください。

ダイレクト納付の 5 つのメリット

メリット① いつでも利用可能！

- 利用可能時間は、e-Tax の利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Tax の利用可能時間

- ・火曜日～金曜日：24 時間（休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。）
※休祝日の翌稼働日は 8 時 30 分から利用開始となります。
- ・月・土・日・休祝日：8 時 30 分～24 時（メンテナンス日を除きます。）



- 期限内の納付であれば、即時又は日付を指定しての納付ができます。

銀行の窓口の時間を気にしなくても大丈夫！

メリット② どこからでも利用可能！

- パソコン・タブレット・スマホから操作可能です。
- ダイレクト納付の手続きには電子証明書は不要です。



オフィスから！自宅から！出かけなくても大丈夫！

メリット③ 操作は簡単！

- e-Tax へログインしてメッセージボックスから操作できます。
- クリック操作で納税完了。



クリック操作で大丈夫！

メリット④ 複数の預貯金口座の登録が可能！

- 複数の口座を登録できるので、納付時に口座を選択できます。
- 例えば税金の種類別に異なる口座を利用して納付ができます。



これで税金の管理もバッチリ！大丈夫！

メリット⑤ スピーディーに完結！

5 つのステップで納付をスピード完結！

- ① 国税庁 HP から e-Tax ソフト（WEB 版）へログイン
- ② メッセージボックスを確認
- ③ 受信通知を選択
- ④ ダイレクト納付の指示
- ⑤ メッセージボックスで完了通知を確認！

たったこれだけで大丈夫♪是非ご利用ください！



国税庁 e-Tax キャラクター
「イータ君」

○ 「税に関する高校生の作文」・「中学生の税についての作文」の応募状況について

(単位:校・編)

(単位:校・編)

「税に関する高校生の作文」			
署名	年度	令和4年度 (第61回)	
		応募校数	応募編数
	和歌山	10	1,390
割合		76.0%	15.5%
	県下合計	37	3,640
割合		35.0%	5.7%
	2府4県	255	28,066
割合		29.5%	5.0%
	全国	1,424	148,050

「中学生の税についての作文」			
署名	年度	令和4年度 (第56回)	
		応募校数	応募編数
	和歌山	24	3,715
割合		93.7%	47.1%
	県下合計	119	11,034
割合		83.6%	20.0%
	2府4県	1,184	105,231
割合		65.9%	14.4%
	全国	6,595	460,918

○ 「税に関する高校生の作文」受賞者一覧

賞一覧	学校	学年	氏名	題名
和歌山県知事賞	和歌山信愛高等学校	1	平井 志江理	税金で平和を・・・
和歌山県租税教育推進連絡協議会賞	開智高等学校	2	小泉 佳菜	身近な幸せを支える「税」
和歌山市租税教育推進協議会長賞	近畿大学附属和歌山高等学校	1	塩谷 梨央	ゼイキンを考える
	和歌山信愛高等学校	1	見平 愛心	税のバトンで誰かを救える消費者に……
	市立 和歌山高等学校	1	池田 ひなた	自然を守り抜くために
	県立 星林高等学校	2	山本 清貴	税金という名の独り歩き
	県立 和歌山高等学校	1	道上 心葉音	税金の使い道
近畿税理士会和歌山支部長賞	近畿大学附属和歌山高等学校	1	霞末 詩夕	正しい税の使い道とは
	県立 桐蔭高等学校	1	中井 葵衣	税金があるからこそその「当たり前」
和歌山税務署長賞(※)	和歌山信愛高等学校	1	佐藤 菜里	当たり前を支えるもの
	県立 桐蔭高等学校	1	岡田 葵	国の舵をとる税
	県立 和歌山北高等学校(西校舎)	1	戸苺 真斗	税について
	近畿大学附属和歌山高等学校	1	姜 希奈	税金について考えたこと
	県立 和歌山東高等学校	1	西ノ 優	税はもったいないのか
	県立 星林高等学校	2	武野 煌士	税と日常
	県立 和歌山商業高等学校	3	渡辺 安純	超高齢社会の日本が直面する問題
和歌山納税協会会長賞	県立 桐蔭高等学校	1	松田 理志	税と僕たちの未来
	県立 和歌山商業高等学校	3	上野 瑠奈	税の大切さ
	和歌山信愛高等学校	1	泉 希美	日本の財政問題と私達の未来
	近畿大学附属和歌山高等学校	1	三木 碧斗	税との向き合い方
	市立 和歌山高等学校	1	橋本 陽樹	自分の生活にある身近な税

源泉所得税の納付書作成は PC・スマホでできます！

(こんな悩み事はありませんか?)

納付額 0 円やのに
提出する時の郵送料とかが
なあ…税務署行くのもなあ

確定申告書の作成は税理士に
依頼しちゃ-るけど、源泉所得
税の計算は自分でせなあかん
よって、家で手続きでけへん
かな…

銀行は3時までやし…
税務署は5時までやよって
仕事で行ってる暇ないで～



ご自宅のPC・スマホで解決できます！

事前準備として…

e-Taxとは…

確定申告、届出や申請などの各種手続きを、インターネットを通じて行うことができます。

e-Tax ホームページから、「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を提出して利用者識別番号・パスワード(ID・PW)を取得しましょう！

- ※1 既にID・PWをお持ちの方は、新たに取得する必要はありません。
- ※2 税務署においても取得することができます(本人確認書類が必要です)。

ID (利用者識別番号)																				
PW (パスワード)																				

ID・PWの
新規取得は、
こちらから



納税する場合は、別途、ダイレクト納付等の手続きが必要です。
(ダイレクト納付の場合、利用可能となるまで、1か月程度必要です。)

※ 「0」納付書の提出の場合には、ダイレクト納付等の手続きは不要です。

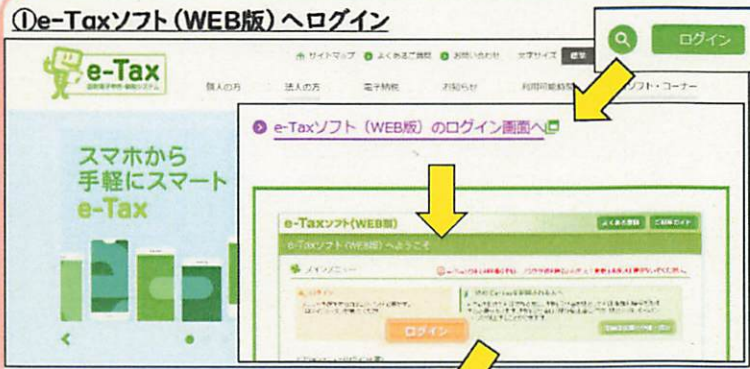


e-Taxでの具体的な手続き方法は裏面をご覧ください。

PCの場合…

源泉所得税の納付書作成・送信はこうなります！

① e-Taxソフト (WEB版) ログイン

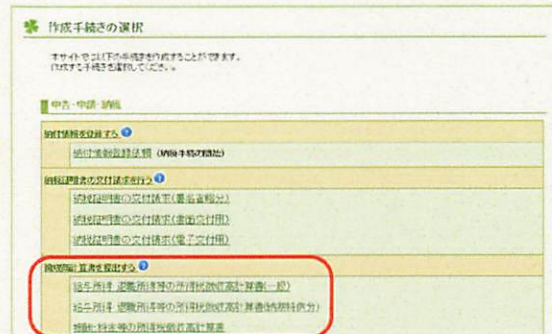


② 「申告・申請・納税」を選択します。



メインメニューで、「申告・申請・納税」をクリックすると表示される画面で、新規作成の「操作に進む」をクリックします。

③ 作成する計算書を選択します。



④ 作成手続きの選択画面で提出先の税務署を選択し、納期等の区分(支給年月)を入力し、作成区分を選択します。

⑤ 続いて支払年月日、人員、支給額、税額を入力し、年末調整による過不足税額がある場合は、該当する欄を入力します。

④ 納期等の区分及び区分の入力

納期等の区分となる源泉所得税及び所得控除税の支払年月を入力し、区分を適切に設定し、入力完了後、「次へ」ボタンをクリックしてください。

納期等の区分	納期等の区分(白)	年	月	日	納期等の区分(青)	年	月	日
作成	区分	説明						
<input checked="" type="checkbox"/>	俸給・給料等	俸給、給料、賃金、消費などの通常の給与の区分。制度別給付金等の少額給与等の区分とみなされるもの等について記録します。						
<input checked="" type="checkbox"/>	賞与(役員賞を除く)	役員として支払った賞与以外の賞与(使用人賞給役員に対する使用人賞給分の賞与を含みます。)、又は、必要経費を記入した賞与について記録します。						
<input type="checkbox"/>	日雇労働者の賃金	日本籍に認められる者(日雇労働者等)に支払う賃金で日課税の所得を適用して、所得税の源泉徴収を行っているものについて記録します。						

⑤ 支払年月日・人員・支給額・税額の入力

区分ごとに、支払年月日・人員・支給額・税額を入力してください。入力完了後「次へ」ボタンをクリックしてください。

区分	支払年月日(年/月/日)	人員(人数)	支給額(円)	税額(円)	納期等の区分
俸給・給料等(白)	年 月 日	12人	3,240,000円	83,400円	白 年 月 日 年 月 日
賞与(役員賞を除く)(青)	年 月 日	5人	798,000円	61,537円	青 年 月 日 年 月 日
日雇労働者の賃金(青)	年 月 日	人	円	円	青 年 月 日 年 月 日
退職手当(白)	年 月 日	人	円	円	白 年 月 日 年 月 日
支払土曜日の報酬(白)	年 月 日	人	円	円	白 年 月 日 年 月 日
日雇労働(白)	年 月 日	人	円	円	白 年 月 日 年 月 日
同上の支払年度年月日	年 月 日				
年末調整による正記録(白)	円				
年末調整による総記録(白)	円				
合計			4,038,000円	144,937円	

入力内容の確認画面で登録内容を確認後、誤りがなければ受付システムへデータを送信します。

送信後、メッセージボックスに受信通知が格納されますのでエラーの有無を確認してください。

以上で、源泉所得税の徴収高計算書の登録は、完了です。

納税の方は「ダイレクト納付手続マニュアル」をご覧ください。

「ダイレクト納付手続マニュアル」で検索、又は下のQRコードからご覧いただけます。

(検索サイトから)

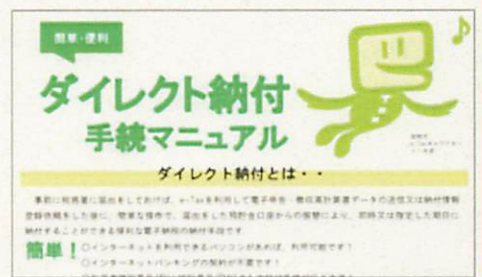
ダイレクト納付手続マニュアル



(QRコード)



※QRコードは納付ウェブの登録画像です。



納税証明書の受け取りを スマホ・PCから予約してめーへん？

事前にスマホ等から納税証明書の受取予約（請求）をすることにより、窓口での待ち時間が短縮でき、手数料もお得になります！（1税目1年度1枚 通常400円 → 370円に）

受取予約（請求）の前に…

e-Taxとは…

確定申告、届出や申請などの各種手続きを、インターネットを通じて行うことができます。

あなたは、e-Taxの利用者識別番号・パスワード（ID・PW）を
もっていますか？



Yes

スマホ又はPCから納
税証明書の受取予約（請
求）ができます。

No

スマホ・PCから取得できます！
また、税務署においても取得でき
ます！（本人確認書類が必要です。）

手順1

※ID・PWの取得は、
こちらから



納税証明書の申請をID・PWを用いて自宅等（パソコン、スマホ又はタブレットなど）から前日までに送信（予約）します！

※ 確認事項がある場合には、ご連絡する場合があります。連絡先の入力を忘れずに。

手順2

予約日に、本人確認書類（代理人による請求の場合は委任状及び代理人の本人確認書類）を用意して税務署へ！

※ 開庁直後の受け取りの場合、少々お待ちいただく場合がありますので、

10時以降の来署をオススメします。

和歌山税務署内にPCでの受取予約（請求）体験コーナー設置中！
詳しくは1F総合窓口まで！！

具体的な手続き方法は裏面をご覧ください。

マイナンバーカード等の電子証明書をお持ちでない方におススメ

納税証明書はオンラインでの 事前請求で待ち時間なし！

※ ご自宅等で請求データを事前に送信しておけば、ご指定日に税務署窓口で本人確認後にすぐに受取可能です。

STEP1 e-Taxソフト(SP版)へアクセス



こちらのコードを読み取り、e-Taxソフト（スマートフォン版）ログイン画面にアクセスしてください。

イータックス

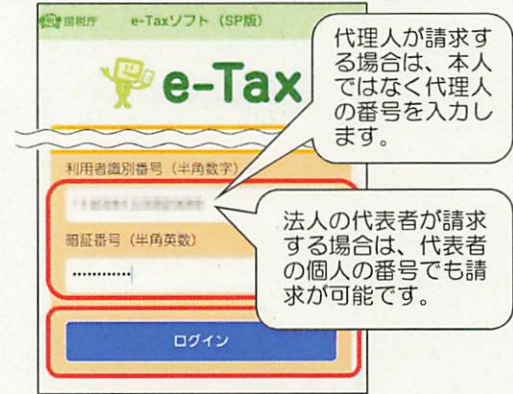
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

スマートフォンやタブレット端末からe-Taxホームページにアクセスしてください。

※ コードが読み込めない場合は、「イータックス」と検索し、「e-Taxホームページ」から、「ログイン」⇒「e-Taxソフト（SP版）ログイン画面へ」へお進みください。

QRコードは特許センサーウェブの登録商標です。

STEP2 ログイン画面



代理人が請求する場合は、本人ではなく代理人の番号を入力します。

法人の代表者が請求する場合は、代表者の個人の番号でも請求が可能です。

利用者識別番号と暗証番号を入力し、「ログイン」をタップしてください。

※ 利用者識別番号をお持ちでない個人の方は、「初めてご利用の方」⇒「マイナンバーカードをお持ちでない方」⇒「開始届出書」から取得できます。

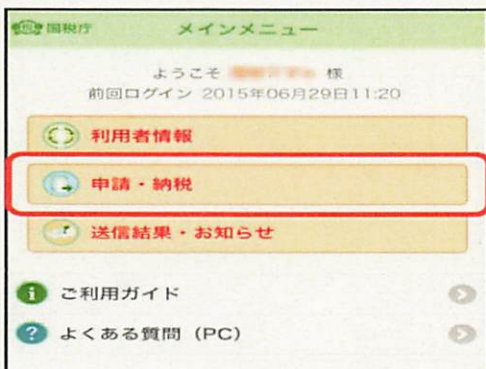
※ マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナンバーカードの読み取りへ」からもログインできます。

【メモとしてご利用ください】

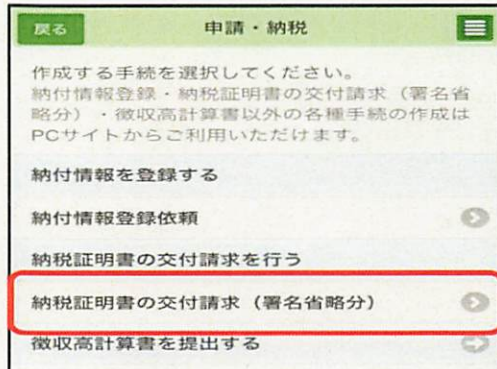
あなたの利用者識別番号（e-Tax利用のためのID）

あなたの暗証番号

STEP3 メインメニュー画面



STEP4 申請手続の選択



ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

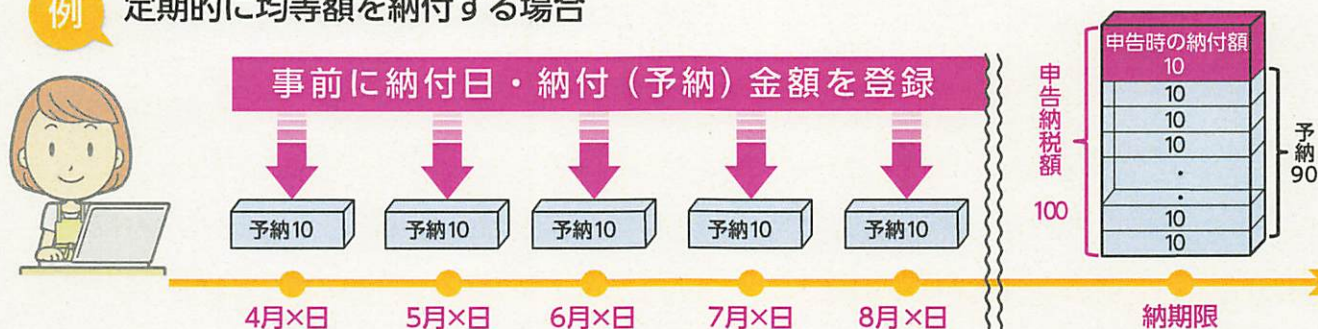
利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある

「ダイレクト納付を利用した予納（e-Taxソフト（WEB版）の流れ）」をご覧ください。



例 定期的に均等額を納付する場合



その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です）。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。



ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（<https://www.pay-easy.jp>）」でご確認ください。

利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。



e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。） 24時間
 （注）休祝日の登録日は8時30分からご利用いただけます。
 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

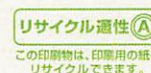
検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



令和2年9月

法人番号	
------	--

※個人の方は個人番号の記載は不要です。



国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）	印
----------------	---

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式) 手続の実行をできるように、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

2 振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

1 金融機関番号エラー	4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録	5 その他
3 重複入力	

入力訂正入力送付登録

--	--	--	--

金融機関番号

--	--	--	--

整理番号

--	--	--	--

約 定

- 一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- 六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

A 印鑑相違	F 住所相違
B 印鑑不鮮明	G 支店名相違
C 口座番号相違	H その他
D 口座該当なし	
E 名義人相違	

(備考)

受	付	印	印	鑑	照	合	検	印
(口座識別番号)								
(認証番号)								

令和4年分の確定申告書（案）の掲載場所

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [所得税の確定申告](#)

所得税の確定申告

お知らせ

- 令和3年分の「確定申告書等作成コーナー」を公開しました。
※令和3年分の確定申告書等作成コーナーの変更点は[こちら](#)をご確認ください。
- 感染等により、期限までに申告が困難な方は延長することができます。
→詳しくは[こちら](#)
- e-Taxへの接続障害について
→詳しくは[こちら](#)
※ e-Taxの接続障害による個別延長手続に関するFAQ(PDF/619KB)
※ e-Taxの接続障害に伴う65万円の青色申告特別控除の取扱いについて(PDF/488KB)


令和3年分 確定申告特集

確定申告特集では、申告・納税の期限のほか、申告書の作成・提出の方法や納税の方法など、確定申告に関する情報を紹介しています。

※ 確定申告書等の作成もこちらからできます。

令和3年分

確定申告特集



確定申告書等の作成はこちら

[令和3年分の確定申告においてご留意いただきたい事項 \(PDF/6,562KB\)](#)

確定申告に関する様式等

[令和4年分の所得税等の確定申告書（今後変更する場合があります。） \(PDF/1,219KB\)](#)

[確定申告書等作成コーナー入力マニュアル \(PDF/27,364KB\)](#)

[所得税の確定申告書の作成はこちら](#)

[パソコンで初めてマイナンバーカード方式を利用する場合の画面の流れ【マイナポータルと連携してデータを取得する場合】 \(PDF/2,977KB\)](#)

[パソコンで初めてマイナンバーカード方式を利用する場合の画面の流れ \(PDF/2,143KB\)](#)

[スマホ申告の入力例](#)

[確定申告書等の様式・手引き等](#)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書、収支内訳書、確定申告書付表等及び申告書に添付することとされている主な明細書や計算明細書等の様式を提供しています。

令和4年分の所得税等の確定申告書

(案)

※この確定申告書(案)は、令和5年1月以降に使用が可能となります(今後変更する場合があります)。

※会計ソフト開発業者向けのOCR帳票の仕様公開は、令和4年11月に行う予定です。

会計ソフトの開発に当たっては、当該仕様に基づき開発してください。

お知らせ

令和4年分の確定申告から申告書Aは廃止され、申告書Bに一本化されています。

※ A・Bの表記をせず、「令和 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書」となりました。

令和4年分の確定申告から申告書第5表(修正申告の際に使用)は廃止されました。

修正申告の際には申告書第1表及び第2表を使用してください。

納税地	〒	個人番号 (マイナンバー)	生年 月	日
現在の住所 又は 居所 事業所等	フリガナ		氏名	
令和 1月の住	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
振替継続希望	種類	青色	分離	国出
		損失	修正	特農の 表示
				特農 整理 番号
			電話 番号	自宅・勤務先・携帯 -

第一表 (令和四年分以降用)

単位は円

収入金額等	事業	営業等	区分	ア	
	業	農業	区分	イ	
	不動産	区分1	ウ		
	配当	区分	エ		
	給与	区分	オ		
	公的年金等		カ		
	雑	業務	区分	キ	
	その他	区分	ク		
	総合譲渡	短期	ケ		
	一	長期	コ		
所得金額等	事業	営業等	①		
	業	農業	②		
	不動産		③		
	利子		④		
	配当		⑤		
	給与	区分	⑥		
	公的年金等		⑦		
	雑	業務	⑧		
	その他		⑨		
	⑦から⑨までの計		⑩		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬		
	小規模企業共済等掛金控除		⑭		
	生命保険料控除		⑮		
	地震保険料控除		⑯		
	寡婦、ひとり親控除	区分	⑰~⑱		0000
	勤労学生、障害者控除		⑲~⑳		0000
	配偶者(特別)控除	区分1	㉑~㉒		0000
	扶養控除	区分	㉓		0000
	基礎控除		㉔		0000
	⑬から㉔までの計		㉕		
雑損控除		㉖			
医療費控除	区分	㉗			
寄附金控除		㉘			
合計		(㉕+㉖+㉗+㉘)	㉙		

税金の計算	課税される所得金額 (12-29)又は第三表 上の30に対する税額 又は第三表の33	30		000
	配当控除	32		
	住宅借入金等特別控除	34		00
	政党等寄附金等特別控除	35~37		
	住宅耐震改修特別控除等	38~40		
	差引所得税額 (30-32-34-35-36-38-40)	41		
	災害減免額	42		
	再差引所得税額(基準所得税額) (41-42)	43		
	復興特別所得税額 (43×2.1%)	44		
	所得税及び復興特別所得税の額 (43+44)	45		
その他の	外国税額控除等	区分	46~47	
	源泉徴収税額		48	
	申告納税額 (45-46-47-48)		49	
	予定納税額 (第1期分・第2期分)		50	
	第3期分の税額 (49-50)		51	00
	還付される税金		52	△
	修正申告 修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)		53	
	第3期分の税額の増加額		54	00
	公的年金等以外の 合計所得金額		55	
	配偶者の合計所得金額		56	
専従者給与(控除)額の合計額		57		
青色申告特別控除額		58		
雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額		59		
未納付の源泉徴収税額		60		
本年分で差し引く繰越損失額		61		
平均課税対象金額		62		
変動・臨時所得金額	区分	63		
延納の出	申告期限までに納付する金額	64	00	
延納届出額		65	000	
還付される税金の場所	郵便局 名等			
	預金 種類			
	普通	当座	納税準備	
	貯蓄			
	口座番号			
	記号番号			
	公金受取口座登録の同意		公金受取口座の利用	
整理欄	区分	A B C D E F G H I J K		
	異動			
	補完			
	確認			

④・⑤・⑨・⑪又は⑫の記入をお忘れなく。

納管	事業	住民	資産	総合	分離	換算	通付印	年月日	備考
----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	----

令和 〇〇 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

整理番号

FA2302

第二表 (令和四年分以降用) 〇第二表は、第一表と一緒に提出してください。〇国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

住所
 住 所
 屋 号
 フリガナ
 氏 名

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額 円	源泉徴収税額 円
④⑧ 源泉徴収税額の合計額			円	円

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (⑩)

所得の種類	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円

特例適用
 条文等

配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者					

事業専従者に関する事項 (57)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額 円

住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附

退職所得のある配偶者・親族の氏名 個人番号 続柄 生年月日 退職所得を除く所得金額 障害者 その他 寡婦・ひとり親

事業税 非課税所得など 番号 所得金額 損益通算の特例適用前
 の不動産所得 前年中の開(廃)業 開始・廃止 月日

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額 事業用資産の譲渡損失など 他都道府県の事務所等

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所 住所 所得税で控除対象配偶者
 などとした専従者 氏名 給与 一連番号

整理番号 申告区分 申告年月日 所得種類 申告期限

税理士署名・電話番号

住所
 住 屋 号 _____
 フ 氏 名 _____

整理番号 一連番号

特 例 適 用 条 文			
法	条		項 号
所法	措法	處法	案の の 項 号
所法	措法	處法	案の の 項 号
所法	措法	處法	案の の 項 号

第三表

(令和四年分以降用)

○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	シ	
		軽減分	ス	
	長期譲渡	一般分	セ	
		特定分	ソ	
	税	軽減課分	タ	
		一般株式等の譲渡	チ	
		上場株式等の譲渡	ツ	
		上場株式等の配当等	テ	
		先物取引	ト	
	山林	ナ		
退職	ニ			
所得金額	短期譲渡	一般分	66	
		軽減分	67	
	長期譲渡	一般分	68	
		特定分	69	
	税	軽減課分	70	
		一般株式等の譲渡	71	
		上場株式等の譲渡	72	
		上場株式等の配当等	73	
		先物取引	74	
	山林	75		
退職	76			
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	12		
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑳)	29		
	⑫ 対応分	77	000	
	66 67 対応分	78	000	
	68 69 70 対応分	79	000	
	71 72 対応分	80	000	
	73 対応分	81	000	
	74 対応分	82	000	
	75 対応分	83	000	
	76 対応分	84	000	

税金の計算	77 対応分	85		
	78 対応分	86		
	79 対応分	87		
	80 対応分	88		
	81 対応分	89		
	82 対応分	90		
	83 対応分	91		
	84 対応分	92		
	85から84までの合計 (申告書第一表の㉑に転記)		93	
	その他	株式等 本年分の(71、72)から 差し引く繰越損失額 翌年以降に繰り越される 損失の金額	94	
配当等 本年分の(73)から 差し引く繰越損失額 翌年以降に繰り越される 損失の金額		95		
先物取引 本年分の(74)から 差し引く繰越損失額 翌年以降に繰り越される 損失の金額		97		
		98		

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		99		
特別控除額の合計額		100		

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	101	
------------------------	-----	--

○ 退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
一般	円	円
短期		
特定役員		

整理欄	A	B	C	申告等年月日	
	D	E	F	通算	
取得期限				特例期間	
資産		入力		申告区分	

現在の住所 又は 居 所 事業所等		フリガナ 氏 名	
----------------------------	--	-------------	--

整理 番号		一 連 番号	
----------	---	-----------	--

1 損失額又は所得金額

A 経 常 所 得 (申告書第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額)		⑥⑥		円			
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所等	④ 収入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (④ - ⑤)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額
B 譲渡	短期	分離譲渡	円	円	⑨ 円	/	⑥⑦ 円
		総合譲渡			⑩		⑥⑧ 円
	長期	分離譲渡	円	円	⑪	/	⑥⑨ 円
		総合譲渡			⑫		⑦⑩ 円
	一時						⑦⑪
C 山林			円				⑦②
D 退職	一般			円	円	/	⑦③
	短期					/	
	特定役員					/	
E	一般株式等の譲渡					/	⑦④
	上場株式等の譲渡					/	⑦⑤
	上場株式等の配当等			円	円	/	⑦⑥
F 先物取引						/	⑦⑦
		⑬ 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額	円	⑭ 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	円	特例適用条文	

2 損益の通算

所得の種類	① 通 算 前	② 第 1 次 通 算 後	③ 第 2 次 通 算 後	④ 第 3 次 通 算 後	⑤ 損失額又は所得金額	
A 経 常 所 得	⑥⑥ 円	第 1 次 通 算 後 円	第 2 次 通 算 後 円	第 3 次 通 算 後 円	円	
B 譲渡	短期 総合譲渡	1 次 通 算	2 次 通 算	3 次 通 算		
	長期 分離譲渡 (特定損失額)					⑥⑨ △
	長期 総合譲渡					⑦⑩
	一時					⑦⑪
C 山 林	⑦②				②	
D 退 職	⑦③					
損失額又は所得金額の合計額					⑧⑩	

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理番号	<input style="width: 95%;" type="text"/>	一連番号	<input style="width: 95%;" type="text"/>
------	--	------	--

青色申告者の損失の金額							⑧1	円	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							⑧2		
変動所得の損失額							⑧3		
被災資産の損失 事業用額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	① 損害金額	② 保険金などで補填される金額	③ 差引損失額 (①-②)		
							円		円
	山林以外	営業等・農業			.			⑧4	円
	山林以外	不動産			.			⑧5	
山林				.			⑧6		
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							⑧7	円	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							⑧8		

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類		④ 前年までに引ききれなかった損失額	⑤ 本年分で差し引く損失額	⑥ 翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額 (④-⑤)
			円	円	
A ____年 (3年前)	純損	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		/
			山林所得の損失		
	雑損	____年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
	雑損				
B ____年 (2年前)	純損	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		/
			山林所得の損失		
	雑損	____年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
	雑損				
C ____年 (前年)	純損	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		/
			山林所得の損失		
	雑損	____年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林	
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
	雑損				
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額				⑧9	円
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額				⑨0	円
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額				⑨1	円
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額				⑨2	円

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	⑨3	円
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	⑨4	円
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額	⑨5	円

資産	整理欄
----	-----

第四表(二)

(令和四年分以降用)

○第四表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

令和 00 年分の 所得税及び復興特別所得税 の 申告書 (損失申告用) 付表
 (東日本大震災の被災者の方用)

F A O 1 8 1

整理番号 一連番号

現在の住所 又は 居所 事業所等	フリガナ 氏名
---------------------------	------------

この付表は、震災特例法第5条（雑損失の繰越控除の特例）、第7条（純損失の繰越控除の特例）の規定の適用を受ける方が、申告書第四表（損失申告用）の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

第四表付表(一)

(令和四年分以降用)

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額		被災純損失以外の純損失金額		⑧1	円			
		被災純損失金額		⑧1'				
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				⑧2				
変動所得の損失額				⑧3				
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	(A) 損害金額	(B) 保険金などで補填される金額	(C) 差引損失額 (A - B)	
	山林以外	営業等・農業	うち 棚卸資産震災損失額				⑧4	円
			うち 固定資産震災損失額				⑧4'	
			うち 固定資産震災損失額				⑧4''	
	山林	不動産	うち 固定資産震災損失額				⑧5	
			うち 固定資産震災損失額				⑧5'	
うち 固定資産震災損失額					⑧5''			
山林所得に係る被災事業用資産の損失額				⑧6				
山林以外に係る被災事業用資産の損失額				⑧7	円			
				⑧7'				
山林以外に係る被災事業用資産の損失額				⑧8				
				⑧8'				

(東日本大震災の被災者の方用)

第四表付表(二) (令和四年分以降用) ○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

4 繰越損失を差し引く計算

整理番号 0000000000 一連番号 0000000000

年分	損失の種類			㊸前年分までに引ききれなかった損失額	㊹本年分で差し引く損失額	㊺翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(㊸-㊹)	
A __年 (5年前)	純損失 被災純損失(青・白)	山林以外		円	円	/	
		山林					
	雑損失 特定雑損失						
B __年 (4年前)	純損失 被災純損失(青・白)	山林以外				/	
		山林					
	雑損失 特定雑損失						
C __年 (3年前)	純損失 __年が青色の場合	被災純損失以外の損失	山林以外			/	
			山林				
	__年が白色の場合	変動所得の損失					/
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林				
	雑損失 被災純損失(青・白)		山林以外				/
			山林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
	雑損失 特定雑損失以外の雑損失						
	特定雑損失					円	
D __年 (2年前)	純損失 __年が青色の場合	被災純損失以外の損失	山林以外			/	
			山林				
	__年が白色の場合	変動所得の損失					/
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林				
	雑損失 被災純損失(青・白)		山林以外				/
			山林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
	雑損失 特定雑損失以外の雑損失						
	特定雑損失						
E __年 (前年)	純損失 __年が青色の場合	被災純損失以外の損失	山林以外			/	
			山林				
	__年が白色の場合	変動所得の損失					/
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林				
	雑損失 被災純損失(青・白)		山林以外				/
			山林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
	雑損失 特定雑損失以外の雑損失						
	特定雑損失						
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額				㊸9		円	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額				㊸0		円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額				㊸1		円	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額				㊸2		円	

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額

93 円

特定雑損失の金額

93 円

令和 〇 年分収支内訳書 (一般用)

(あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用

(令和四年分以降用)

令和 年 月 日

「営業等」又は「雑(業務)」のいずれかを選択してください。

営業等
 雑(業務)

(自 月 日 至 月 日)

整理番号

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)
収 入 金 額	売上(収入)金額 ①		経 済 的 費	旅費交通費 ㊳	
	家事消費 ②			通信費 ㊴	
	その他の収入 ③			広告宣伝費 ㊵	
	計 (①+②+③) ④			接待交際費 ㊶	
売 上 原 価	期首商品(製品)棚卸高 ⑤		損害保険料 ㊷		
	仕入金額(製品製造原価) ⑥		修繕費 ㊸		
	小計(⑤+⑥) ⑦		消耗品費 ㊹		
	期末商品(製品)棚卸高 ⑧		福利厚生費 ㊺		
差引原価(⑦-⑧) ⑨					
差引金額(④-⑨) ⑩					
経 費	給料賃金 ㊻				
	外注工賃 ㊼				
	減価償却費 ㊽				
	貸倒金 ㊾				
	地代家賃 ㊿				
そ の 他 の 経 費	利子割引料 ㊽		雑 費 ㊾		
	租税公課 ㊿		小計(㊿までの計) ㊿		
	荷造運賃 ㊽		経 費 計 (㊽~㊿までの計+㊿) ㊽		
	水道光熱費 ㊾		専従者控除前の所得金額 (㊽-㊿) ㊽		
			専従者控除 ㊽		
			所 得 金 額 (㊽-㊽) ㊽		

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
(歳)	月	円	円	円
(歳)				
(歳)				
その他(人分)				
計	延べ従事月数		①	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
		延べ従事月数

【税務署整理欄】

㊽
㊾
㊿
㊽
㊾
㊿

※ 雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

(令和四年分以降用)

○売上(収入)金額の明細

売上先名	所在地	売上(収入)金額 円
上記以外の売上先の計		
右記①のうち 軽減税率対象	うち 円	計 ①

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	仕入金額 円
上記以外の仕入先の計		
右記⑥のうち 軽減税率対象	うち 円	計 ⑥

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額) 円	② 償却の基礎 になる金額 円	償却 方法	耐用 年数	④ 償却率 又は 改定償却率	⑤ 本年中の 償却期 間	⑥ 本年分の 普通償却費 (②×④×⑤) 円	⑦ 特 別 償 却 費 円	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑥+⑦) 円	⑨ 事業専 用割合 %	⑩ 本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨) 円	⑪ 未償却残高 (期末残高) 円	摘 要
		年 月	()	円		年		12	円	円	円		円	円	
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
			()					12							
計								12					⑬		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等		左の賃借料のうち 必要経費算入額
			円	
			円	円
			円	円

◎本年中における特殊事情

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の 利子割引料	左のうち必要 経費算入額
	円	円	円

令和 〇4 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

FA4024

一面
提出用
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

住所	郵便番号	-
フリガナ	電話番号	() ()
氏名		

整理番号	
------	--

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	フリガナ
氏名	氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	㉗ 平成 令和	㉘ 平成 令和
契約日	㉙ 平成 令和	
補助金等控除前の取得対価の額	㉚	㉛
交付を受ける補助金等の額	㉜	㉝
取得対価の額 (㉚ - ㉜) (㉛ - ㉝)	㉞	㉟
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書き込みます。	㊱	㊲
うち居住用部分の(床)面積	㊳	㊴

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㉠ 平成 令和
契約日	㉡ 平成 令和
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㉢
交付を受ける補助金等の額	㉣
増改築等の費用の額 (㉢ - ㉣)	㉤
㉠のうち居住用部分の金額	㉥
増改築等をした家屋の総床面積	㉦

不動産番号	家屋	土地
-------	----	----

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㉧ 家屋	㉨ 土地等	㉩ 合計	㉪ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㉫	㉬		㉭
(㉫, ㉬, ㉭) × ㉮	㉯	㉰	㉱	㉲
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等				
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉯ - ㉳)	㉳	㉴	㉵	㉶

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㉶, ㉷に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額)	あり
--------	----	-----	--	----

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉶ 住宅のみ	㉷ 土地等のみ	㉸ 住宅及び土地等	㉹ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㉺	㉻	㉼	㉽
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表)の㉿の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書き込みます。	㉾	㉿	㊀	㊁
住宅借入金等の年末残高 (付表)の㊁の金額 ※連帯債務がない場合には、㊁の金額を書き込みます。	㊂	㊃	㊄	㊅
㊂と㊃のいずれか少ない方の金額	㊆	㊇	㊈	㊉
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書き込みます。	㊊	㊋	㊌	㊍
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊆ × ㊊)	㊎	㊏	㊐	㊑
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊎ + ㊏ + ㊐ + ㊑)	㊒			

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㊓から㊕欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超え、かつ、一定の要件を満たすときは、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控除の裏面を参照してください。	㊓ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	㊔ 断熱改修工事等の費用の額	㊕ 特定断熱改修工事等の費用の額	㊖ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
㊗ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	㊘ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (㊓ + ㊔ + ㊕ + ㊖)	㊙ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㊗又は㊘ × Dの㊚)	㊚ 特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㊗と㊙のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等)に係るものを除きます。)が特定取得(第一取得)に該当しない場合は、最高200万円。)	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	㊛	00
--	----	---	----

※次に該当する場合に、書いてください。

同一一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10%同一一年中取得	㊜ または㊝の金額 (10%に係る部分のみ)	㊞	㊟ または㊠の金額 (10%に係る部分のみ)	㊡	重複適用 (の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㊛の金額を転記してください。	㊢	00
--	---------------	------------------------	---	------------------------	---	---	---	----

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。	要しない
---	------

整理欄	住民	台帳番号一連番号
-----	----	----------

○この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。㊢の住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

令和04年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。						⑪	円					
番号	居住の用に供した日等			算式等	番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(3から12のいずれかを選択する場合を除きます。)	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成30年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円)	⑳	(最高12万5千円)	円
0.00			⑨の金額()×0.02	0.00								
⑪×0.007=			⑳		住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき			⑪の金額(最高1,000万円)				
0.00			⑳		⑩の金額()×0.02			0.00				
⑪×0.007=			⑳		⑨の金額()×0.01=							
0.00	⑳	⑨の金額()×0.01=										
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳	多世代同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成30年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円)	⑳	(最高12万5千円)	円
0.00			⑨の金額()×0.02	0.00								
⑪×0.01=			⑳		住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき			⑪の金額(最高1,000万円)				
0.00			⑳		⑩の金額()×0.02			0.00				
⑪×0.01=			⑳		⑨の金額()×0.01=							
0.00	⑳	⑨の金額()×0.01=										
3	認定住宅等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳	多世代同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成30年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円)	⑳	(最高12万5千円)	円
0.00			⑨の金額()×0.02	0.00								
⑪×0.007=			⑳		住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき			⑪の金額(最高1,000万円)				
0.00			⑳		⑩の金額()×0.02			0.00				
⑪×0.007=			⑳		⑨の金額()×0.01=							
0.00	⑳	⑨の金額()×0.01=										
4	認定住宅等が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するとき	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳	被災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.012=	⑳	(最高60万円)	円
0.00			⑨の金額()×0.02	0.00								
⑪×0.007=			⑳		新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき			⑪×0.009=				
0.00			⑳		中古住宅又は増改築に該当するとき			⑪×0.009=				
⑪×0.01=			⑳		0.00							
0.00	⑳	0.00										
5	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき(※4)	令和4年中に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※4)	令和4年中に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳	(最高28万円)	円
0.00			⑨の金額()×0.02	0.00								
⑪×0.007=			⑳		中古住宅に該当するとき			⑪×0.007=				
0.00			⑳		0.00							
⑪×0.007=			⑳		0.00							
0.00	⑳	0.00										

二面は一面と一緒に提出してください。

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日
居住の用に供していない期間の家屋の用途			
<input type="checkbox"/> 賃貸の用 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他()			
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	<input type="checkbox"/>	【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	<input type="checkbox"/>
		【再び居住の用に供した場合の適用】 初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける	<input type="checkbox"/>

- ※1 ㉑欄の金額を一面の㉒欄に転記します。
- ※2 ㉑欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 (特例)特別特例取得及び(特別)特定取得については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「1」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※5 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の㉑欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉑欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(㉑の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	㉑	円	00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(㉑の金額)の合計額を記載します。	㉑	円	00

※ ㉑欄の金額を一面の㉒欄に転記します。

○ 不動産番号が第一面に書ききれない場合

(1) <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/>	(3) <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/>
(2) <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/>	(4) <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/>

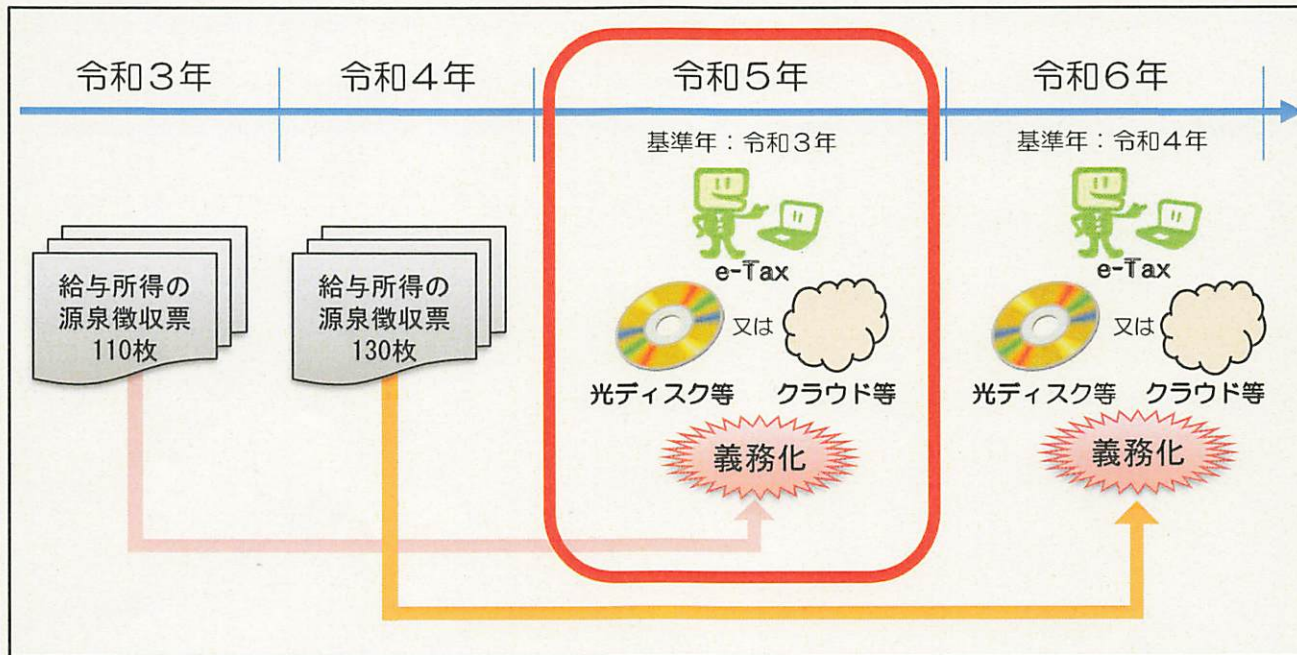
※ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による提出義務基準について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が**100枚以上**である法定調書については、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等（以下「e-Tax等」といいます。）による提出が必要です。

例えば、令和3年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和5年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



留意事項

- e-Tax等による法定調書の提出が義務付けられていない方が光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。

詳しくは、e-Taxホームページの「法定調書のe-Tax等による提出義務化の概要について」（https://www.e-tax.nta.go.jp/hoteichosho/hoteichosho_gimuka.htm）をご覧ください。

e-Tax 法定調書 義務化

検索



国税庁

～税務署からのお知らせ～

「財産債務調書制度」のあらまし

令和4年1月1日以後に財産債務調書を提出される方はこのあらましを活用してください。

制度の概要等

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方又は所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限ります。）を提出することができる方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額（注1）が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価格並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を、その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、財産債務調書の提出に当たっては、別途「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

- （注）1 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。
- 2 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。
- 3 相続開始の日の属する年（相続開始年）の年分に係る財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務（相続財産債務）を記載しないで提出することができます。この場合において、財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します。この取扱いは、令和2年分以後の財産債務調書について適用されます。

◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注） 「時価」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格）などをいいます。「見積価額」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。

なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、財産の種類、数量、価額、所在及び債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

- （注）1 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。
- 2 マイナンバーを記載した財産債務調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について』（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>）をご覧ください。

◎ 「国外財産調書」との関係

財産債務調書を提出する方が国外財産調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。

財産債務調書（合計表）の記載例

財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(調書)

令和××年12月31日分 財産債務調書				
住所	東京都千代田区霞が関3-1-1			
氏名	国税 太郎			
個人番号	00000000000000			
財産債務の区分	種別	用途	数量	価額
土地	事業用	東京都千代田区〇〇1-1-1	250㎡	250,000,000円
預貯金	普通預金	東京都千代田区〇2-2-2 〇〇銀行△△支店		38,961,915
有価証券	H増株式(BH)	東京都千代田区〇3-1-1 △△証券××支店	5000株	6,450,000
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (注) 国外純出税対象財産の価額の合計額(34,000,000円)				
財産の価額の合計額		789,217,299		債権の金額の合計額
				23,500,000

(合計表)

令和××年12月31日分 財産債務調書合計表			
個人番号	100 0013	個人番号	00000000000000
住所	東京都千代田区霞が関3-1-1		
氏名	国税 太郎		
職業	会社員		
年齢	35	性別	10
所得割	00000000		
財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地	250000000	貴金属等	
建物	199000000	美術工芸品	6000000
山林		船舶	3000000
現金	1805384	債権の帰属に関する権利	10000000
預貯金	38961915	株式	
有価証券	6450000	信託金等	
取掛債権	6500000	組合等に對する出資	
非上場株式		債権に関する権利	
特定有価証券	3000000	無体財産権	
債権の区分	債権の金額	雑資産	8500000
借入金	2000000	その他の財産(上記以外)	89000000
取付金	3000000	雑負債	789217299
未収入金	1500000	借入金	2000000
		取付金	3000000
		その他の債務	2000000
		雑負債の合計額	23500000
		債権の合計額	23500000

財産の区分ごとに価額の合計額を記入

全ての財産の価額と債務の金額の合計額を記入

その他の措置

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税等・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合や提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%加重されます。

(注) 相続財産債務については、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合は加重措置の適用対象となりません。この取扱いは、令和2年分以後の所得税について適用されます。

- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのFAQ、法令解釈通達等を掲載しております。
- 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等を伺います。

～税務署からのお知らせ～

「国外財産調書制度」のあらまし

令和4年1月1日以後に国外財産調書を提出される方はこのあらましを活用してください。

制度の概要等

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」（注1）の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産（注2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注）1 「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方をいいます。

2 「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」とされています。ここでいう「国外にある」とは、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

（例）・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在

・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

3 相続開始の日の属する年（相続開始年）の年分に係る国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載しないで提出することができます。この場合において、国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します。この取扱いは、令和2年分以後の国外財産調書について適用されます。

◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

（注） 国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している法令解釈通達等やFAQでご確認ください。

◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。)

（注）1 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

2 マイナンバーを記載した国外財産調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について』（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>）をご覧ください。

◎ 「財産債務調書」との関係

国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。

国外財産調書（合計表）の記載例

国外財産調書の提出に当たっては、別途、「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(調書)

(合計表)

令和××年12月31日分 国外財産調書		令和××年12月31日分 国外財産調書合計表								
住所 東京都千代田区霞が関3-1-1	個人番号 000000000000	住所 100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1	個人番号 000000000000							
氏名 国税 太郎	職業 会社員	氏名 国税 太郎	職業 会社員							
国外財産の区分	種類	用途	所在	数量	価額	備考	財産の区分	価額又は取得価額	財産の区分	価額又は取得価額
土地		事業用	○州△△△△通り6000	200㎡	54,508,000円		①	54508000	⑫	29000000
預貯金	定期預金	一般用	○州△△△△通り123 (○銀行△△△支店)		5,000,000		⑬		⑬	30000000
有価証券	上場株式 (○○ securities, Inc.)	一般用	△△州○市△△△△通り321 △△証券××支店	1000株	3,300,000		⑭		⑭	15600000
	預貯金計				(87,733,944)		⑮	87733944	⑮	44000000
					3,000,000		⑯	3300000	⑯	
					3,300,000		⑰	3000000	⑰	
							⑱	3000000	⑱	
							⑲	140000000	⑲	
							⑳	100000000	⑳	
							㉑	△4500000	㉑	490841944
							㉒	0	㉒	
合計					490,841,944					

財産の区分ごとに価額の合計額を記入

全ての国外財産の価額の合計額を記入

その他の措置

- 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に係る所得税等・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に係る所得税等・相続税の申告漏れ（所得税等については、死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。
 - (注)1 相続税に係る過少申告加算税等の加重措置については、令和2年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する国外財産に対する相続税について適用されます。
 - 2 相続国外財産については、相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合は加重の対象となりません。この取扱いは、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に対する相続税について適用されます。
- 国外財産に係る所得税等又は国外財産に対する相続税の調査に関し修正申告等があり、過少申告加算税等の適用のある居住者が、その修正申告等の前までに、国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る一定の書類（電磁的記録や写しを含みます。）の提示又は提出を求められた場合に、その日から60日を超えない範囲内で、提示等の準備に通常要する日数を勘案して指定された日までに提示等がなかったとき（提示等をする方の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）は、次のような特例措置が設けられています。
 - ・上記①の過少申告加算税等の5%軽減措置は、適用されません。
 - ・上記②の過少申告加算税等の5%加重措置は、10%に変更されます。
 (注) この取扱いは、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に対する相続税について適用されます。
- 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています。

- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのFAQ、法令解釈通達等を掲載しております。
- 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等を伺います。